

大洲市経営開始資金補助金について



最長
3年

次世代を担う農業者となることを目指し、独立・自営就農時に49歳以下の認定新規就農者に対し、
一人あたり年間最大 **165万円** を交付します。

交付内容

- 交付額 年間最大165万円
- 交付期間 最長3年間

※ 夫婦で経営を開始する場合は交付金額が年間最大247.5万円(個人型の1.5倍)となります。

主な交付要件

- 1 独立・自営就農時(※)の年齢が、**原則49歳以下**であり、農業経営者となることについての強い意欲を有していること。
※独立・自営就農とは、次の4つの要件を全て満たすことを指します。
 - ① 農地・農機具・施設を自らが所有または借りている。
 - ② 自分名義で生産物の出荷・取引を行っている。
 - ③ 経営収支を自分名義の通帳及び帳簿で保管している。
 - ④ 交付対象者が自らの農業経営の方針を自ら決定している。
- 2 **青年等就農計画**の認定を受けていること(認定新規就農者)。
→5年後の所得目標250万円を達成すること。
- 3 目標地図に位置付けられている(見込みも可)、若しくは農地中間管理機構から農地を借り受けていること。
- 4 経営を継承する場合は、経営発展に向けた取組を行い、新規参入者と同等の経営リスクを負っていると大洲市長に認められること。
- 5 原則、前年の世帯(親子及び配偶者)所得が**600万円以下**であること。
- 6 原則、生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けていないこと(生活保護、雇用保険の失業給付や育児休業給付等)。

資金の交付停止

- 申請要件を1つでも満たさなくなった場合。
- 農業経営を中止または休止した場合。
- 就農状況報告を行わなかった場合。
→資金の交付を受けて以降、年2回就農状況の報告が必要です。
- 園地確認や面談において、「交付対象者の考え方」を満たさず、適切に農業を行っていないと判断された場合。
→経営規模を縮小した、耕作すべき農地を遊休化した場合 等。
- 交付対象者の前年の世帯所得が600万円以上の場合。



資金の返還

- 虚偽の申請を行った場合。【全額返還】
- 交付期間と同期間、同程度の営農を継続しなかった場合【全額・一部返還】等。
→ 交付対象者には最長6年間の就農義務があります。

申請手続きについて

1 青年等就農計画認定申請

経営開始資金の交付を受けるためには、青年等就農計画を作成し、認定新規就農者（青年等就農計画制度）の認定を受ける必要があります。

2 経営開始資金交付対象者承認申請

- ① 「青年等就農計画認定書」及び「認定された青年等就農計画」の写し
- ② 経営開始資金追加資料【様式第1号】
- ③ 収支計画【様式第1号 別添1】
- ④ 履歴書【様式1号 別添2】
- ⑤ 離職票の原本 ※離職票の提示が可能な場合
- ⑥ 経営を開始した時期を証明する書類（農地等の経営資産の取得時期が分かる書類等）
- ⑦ 経営を継承する場合は、従事していた期間が5年以内であることを証明する書類（過去の経歴を証明する書類（卒業証明書、就業証明書、住民票の写し等））
※親族が就農されている方のみ
- ⑧ 農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類【様式第1号 別添6】
- ⑨ 通帳・帳簿の写し
- ⑩ 個人情報の取扱い【様式第1号 別添8】
- ⑪ 同意書【様式第1号 別添9】
- ⑫ 前年の世帯全員の所得を証明する書類（所得証明書等）
- ⑬ 身分を証明する書類（運転免許証、パスポート等の写し）
- ⑭ 「みどりチェック」シート
- ⑮ 家族経営協定書の写し ※夫婦で経営を開始する方のみ
- ⑯ 履歴事項全部証明書及び定款の写し ※法人として経営を開始する方のみ
※上記以外の書類についても提出をお願いする場合があります。



◎「経営開始資金」は申請に細かな条件があり、また多数の申請書類が必要です。

申請を希望される方は、農業振興課 農業振興係（0893-24-1727）までお電話ください。
市、県、JAの職員で構成されたサポートチームと相談しながら申請書類を作成していただきます。

注意事項

- 経営開始資金について国庫を財源とした補助金であるため、予算の範囲内での採択となります。
受給をお考えの場合はお早めにご相談ください。

【問い合わせ先】

〒795-8601 愛媛県大洲市大洲690番地の1
大洲市役所 農林水産部 農業振興課 農業振興係
担当：原田 TEL:0893-24-1727（課内直通）



大洲市公式HP